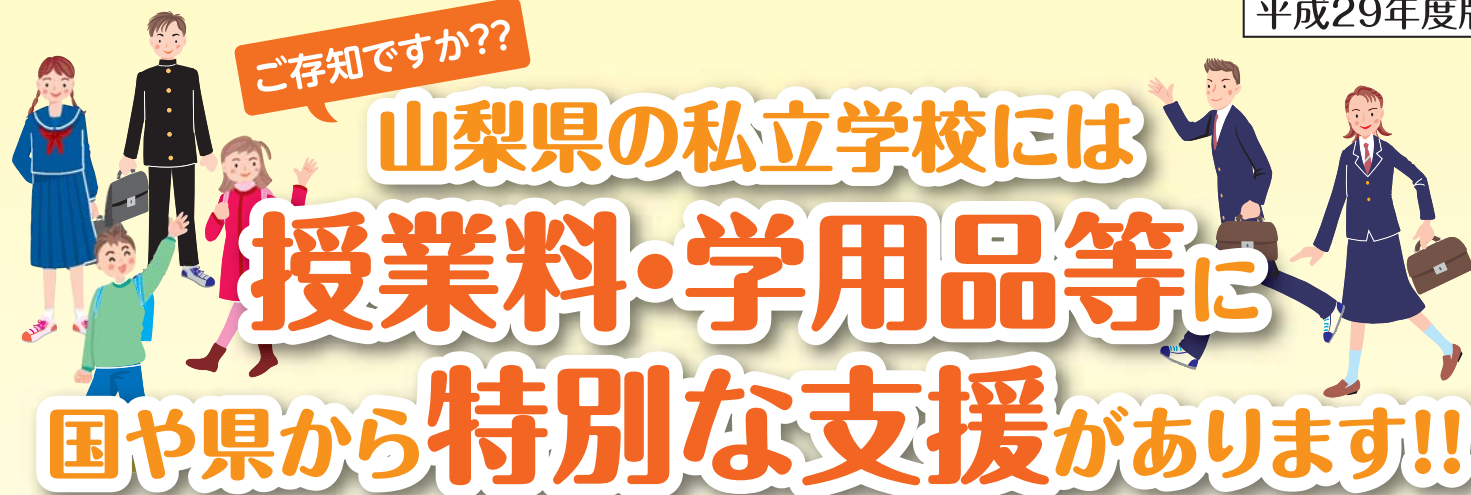


ご存知ですか??



山梨県の私立学校には 授業料・学用品等に

国や県から特別な支援があります!!

私立高校生に対する支援

1. 授業料に対する支援

国・就学支援金+県・授業料減免事業費補助金

生徒の保護者等の市町村民税所得割額が304,200円(年収910万円程度)未満の世帯に支給されます。なお、年額最大支給額は、授業料に応じて、学校ごとに異なります。

世帯年収額の目安	支給額(年額最大)
250万円未満	355,000円
250万円～350万円未満	237,600円
350万円～590万円未満	178,200円
590万円～910万円未満	118,800円

2. 学用品等に対する支援

国+県・奨学給付金

生徒の保護者等の市町村民税所得割額が非課税世帯等には、「授業料に対する支援」とは別に、学用品等の購入費として給付金が支給されます。

区分		給付金額(年額)
生活保護受給世帯	全日制	52,600円
	通信制	52,600円
市町村民税の所得割額 非課税世帯 (250万円未満)	第1子の高校生等がいる世帯 全日制	84,000円
	通信制	38,100円
23歳未満の扶養されている 兄・姉がいる世帯で第2子以降の 高校生等がいる世帯	全日制	138,000円
	通信制	38,100円

3. 入学準備に対する支援

県・入学準備サポート事業給付金

新入生の保護者等の市町村民税所得割額が非課税世帯(生活保護世帯を除く)には、「学用品に対する支援」に加え、入学用品等の購入費として給付金が支給されます。

世帯年収額の目安	支給額
市町村民税の所得割額 非課税世帯(250万円未満)	50,000円

私立小学生・私立中学生に対する支援

授業料に対する支援

国・私立小中学校授業料支援実証事業

私立小学校・私立中学校に在学する児童・生徒の保護者等の市町村民税所得割額が、10万2,300円(年収400万円程度)未満の世帯に支給されます。

世帯年収額の目安	支給額
市町村民税の所得割額 10万2,300円未満(400万円未満)	100,000円